改正後現行

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

第1条~第3条 略

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設 災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範 囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当 該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較 していずれか少ない方の額に2分の1 (平成30年7月豪雨に よる災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8)を 乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの とする。

第5条~第15条 略

(その他)

第 16 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手 続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の 承認を受けてその定めるところによるものとする。

(交付額の算定方法)

第1条~第3条 略

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設 災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範 囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当 該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較 していずれか少ない方の額に2分の1 (平成28年熊本地震に よる災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8)を 乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるもの とする。

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

第5条~第15条 略

(その他)

第 16 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手 続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の 承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他 必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。
 - 必要な事項は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が 別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続し ているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成28年10月11日から施行する。

(附則)

この要綱は平成30年8月29日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続し ているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は平成28年10月11日から施行する。